

令和2年度（第9回）

串本町農業委員会定例会 会議録

令和2年12月4日（金）

第9回 串本町農業委員会 定例会 会議録

日 時 令和2年12月4日(金) 午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2階 A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 西 謙讓

議 事

議案第37号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

議案第38号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による
利用権の設定について

議案第39号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による
利用権の設定について

議案第40号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による
利用権の設定について

議案第41号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による
利用権の設定について

議案第42号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による
利用権の設定について

議案第43号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による
利用権の設定について

議案第44号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による
利用権の設定について

議案第45号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による
利用権の設定について

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

出席委員

1番	尾鷲壽夫	2番	小山喜行	3番	坂本渡	4番	芝崎憲年
5番	柴田明夫	6番	谷本昌平	7番	角是明	9番	中村省一
10番	西謙讓	11番	東地寧司	13番	増本昌弘	14番	山下敏文
15番	宇井良子	16番	地當久男	17番	杉本百男	18番	鈴木利朗
19番	堤和之	20番	深美剛一	22番	山田定男		

欠席委員

8番 中筋雄四郎 12番 福島雄一 21番 山崎啓司

出席職員

事務局2名 濱地、岡内

議長	<p>(西会長挨拶)</p> <p>それでは、ただ今から令和2年度第9回の申本町農業委員会の定例会を開催いたします。本年最後の開催となります。</p> <p>本日欠席届の出ている方は、8番 中筋委員、12番 福島委員、21番 山崎委員です。</p> <p>それから署名委員には、13番 増本委員、14番 山下委員、お二方を指名いたします。どうかよろしく願いいたします。</p> <p>本日は議案が多いようなので、どうかご協力のほどよろしく願いいたします。それでは早速、議案審議のほうに入りたいと思います。</p> <p>議案第37号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。本件は、大変筆数が多くてですね、現地調査では大変ご苦勞様でございました。それでは担当委員さん、報告をよろしく願いいたします。</p>
小山委員	<p>2番 小山です。</p>
議長	<p>はい、2番 小山委員。</p>
小山委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。先ほども申しましたが、筆数が大変多くございます。面積は全部で6715.5㎡となっています。筆数の割には面積があまり広くない印象があります。</p> <p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑、ご意見のある方はございませんか。</p>

議長	<p>(なしの声)</p> <p>はい、無いようですので、お諮りいたします。 議案第37号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(異議無しの声)</p> <p>異議無しの声多数でございます。よって議案第37号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第38号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定について(別紙資料添付)、を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告をよろしくお願ひいたします。</p>
地當委員	<p>はい、16番 地當です。</p>
議長	<p>はい、16番 地當委員。</p>
地當委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。</p>
議長	<p>(なしの声)</p> <p>はい、無いようですので、お諮りいたします。 それでは議案第38号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(異議無しの声)</p> <p>異議無しの声多数でございます。よって議案第38号は原案通り承認可</p>

議長	<p>決されました。</p> <p>続きまして、議案第39号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定について(別紙資料添付)、を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	(議案書に従い説明)
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告のほうをよろしく願いいたします。</p>
谷本委員	6番、谷本です。
議長	はい、6番 谷本委員。
谷本委員	(現地調査報告)
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第39号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第39号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第40号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定について(別紙資料添付)、を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。

議長	それでは、現地調査報告をよろしくお願いいたします。
谷本委員	6番 谷本です。
議長	はい、6番 谷本委員。
谷本委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。
	(なしの声)
議長	はい、無いようですので、お諮りいたします。 議案第40号、原案通り承認することにご異議ございませんか。
	(異議無しの声)
議長	異議無しの声多数でございます。よって議案第40号は原案通り承認可決されました。 続きまして、議案第41号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定について(別紙資料添付)、を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、現地調査報告ですが、私の担当地区となっておりますので、私の方からご報告申し上げます。
	(現地調査報告)
議長	それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。
	(なしの声)

議長	<p>はい、無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第41号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第41号は原案通り承認可決されました。</p> <p>議案第42号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定について(別紙資料添付)、を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告をよろしくお願いたします。</p>
深美委員	<p>はい、20番 深美です。</p>
議長	<p>はい、20番 深美委員。</p>
深美委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第42号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第42号は原案通り承認可決されました。</p> <p>議案第43号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権</p>

議長	の設定について（別紙資料添付）、を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。
事務局	（議案書に従い説明）
議長	はい、ありがとうございました。 続きまして、現地調査報告をよろしく願いいたします。
深美委員	はい、20番 深美です。
議長	はい、20番 深美委員。
深美委員	（現地調査報告）
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。
	（なしの声）
議長	はい、無いようですので、お諮りいたします。 議案第43号、原案通り承認することにご異議ございませんか。
	（異議無しの声）
議長	異議無しの声多数でございます。よって議案第43号は原案通り承認可決されました。 議案第44号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定について（別紙資料添付）、を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。
事務局	（議案書に従い説明）
議長	はい、ありがとうございました。 続きまして、現地調査報告をよろしく願いいたします。

深美委員	はい、20番 深美です。
議長	はい、20番 深美委員。
深美委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。
	(なしの声)
議長	はい、無いようですので、お諮りいたします。 議案第44号、原案通り承認することにご異議ございませんか。
	(異議無しの声)
議長	異議無しの声多数でございます。よって議案第44号は原案通り承認可決されました。 言い忘れておりましたが、宇井委員が用事のため途中で退席をいたします。よろしく申し上げます。 それから、45号議案と46号議案が関連しておりますので、一括で説明を行い、審議をしていきたいと思っております。それでは、議案第45号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定について(別紙資料添付)、及び議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い説明) 続きまして、議案第46号を説明させていただきます。 (議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、現地調査報告をお願いいたします。
堤委員	19番 堤です。

議長	はい、19番 堤委員。
堤委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは続いて議案第46号の農地法第3条の許可申請について、現地調査報告をよろしく申し上げます。
中村委員	はい、9番 中村です。
議長	はい、9番 中村委員。
中村委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、この2つの案件の関連について事務局から説明をしていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。
事務局	(関連性について説明)
議長	ありがとうございました。今、事務局からの説明もありましたが、そういった内容も含めて議案審議を行いたいと思います。 まず、申請人の〇〇さんという方が〇〇地区の土地を取得したいが為にこの下限面積分を利用権の設定という風になったのかなど、このような考えもありますし、現地担当委員の福島委員にも来てもらったんですが、福島委員からもそういった話がありました。このような疑問を感じておりますが、皆さんどのようなお考えでしょうか。
小山委員	〇〇地区から□□地区まで来てくれて農業をしてくれるのなら良い話かなと思うが、申請者は農業をしているのか。
議長	仕事は別にしてはいるようです。中村委員、申請人と〇〇地区のこの土地について地区担当委員としてはどのように考えていますか。
中村委員	はい。農業をすれば僕らも否定は出来ないと思うんですが、本人もずっと〇〇地区に住んでいた訳ではなく、5年ほど前に帰って来ら

中村委員	<p>れた方なんです。その時も農業は全然していなくて、現在のこの〇〇地区の〇〇番地の土地を持っておられる方が親族の方で、申請者に家から畑から全部を譲りたいということで〇〇地区に引っ越して来たというような経緯です。さっきの話にもあった通り農地の面積が1,000㎡以上なければ取得出来ないという条件がありますので、その条件をクリアするために□□地区の土地を借りて耕作するというように書かれたんじゃないかなと思います。どうかは分かりませんが1,000㎡を超えるために離れた□□地区の土地を入れたんじゃないかなと、まあこれは本人でないとは分からない話ではありますが。〇〇地区でも畑を作ろうと思えば空いた土地、耕作放棄された畑はいっぱいあります。そういった所を利用するのであれば話は分かるんですが、そのように感じました。</p>
議長	<p>ありがとうございます。我々としたら申請者から農業をすると、そういう理由で申請が出てきた場合に嘘じゃないかと疑うようなことは出来ないし、申請書類に書かれた事を信用しなければならない立場です。しかしこの件については見え見えと言いますか、こういうのを認めていった場合に農業委員会の信頼性というのが有名無実になってしまうのではないかと思います。そこら辺の土地を借りて下限面積条件を満たせば自分が欲しい農地の権利を取得できると、そういう事になってしまいます。皆さんのご意見はいかがでしょうか。</p>
山下委員	<p>14番 山下です。</p>
議長	<p>はい、14番 山下委員。</p>
山下委員	<p>ここは蜜柑類を植えるんですかね。その本数とか畑の面積が□□㎡のうち□□㎡なんで計800㎡ぐらいで、これ全部に蜜柑を植えているのか。賃貸借の金額もどういう計算なのか分かりにくいですが、本数がどれくらいか分かりませんが安いような気もするし、どうなんでしょうか。</p>
堤委員	<p>両方とも、今は収穫できるような柑橘類は無いんです。この□□番地と□□番地の所には、苗木みたいなものが5～6本植えてあって、苗を作っているような感じです。その△△さんという方がやっておられるのかも知れないんですけど。会長もおっしゃったように福島委員も一緒に行ってもらって話を聞きますと、あそこは回りを背の高い木で囲われていて、手前の道路側にも5～6メートル位の木が立っていて、ここに柑橘類を植え</p>

堤委員	<p>でも負けてしまって、日当たりも良くないですし柑橘の木が育つのにには不向きじゃないかと、収穫も期待出来ないかもというような話をおっしゃっていました。それから□□番地の方は、耕して畑にすれば何か作ろうというのは出来そうな感じなんですが、土が赤土みたいな土で、面積が□□でしたが区切っているのがただ鉄筋の棒を何本か刺してロープを張っているだけで何も作られていない状態でした。ですから柑橘類、香橘を植える予定のようですが、これから苗木を育てるような状況です。</p>
議長	<p>この議題の問題点は2つあると思います。申請者である〇〇さんが本当に農業をする意志があるのかということ、それと貸した△△さんがつい何ヶ月か前に自分が農業をするという理由でこの場で審議され、許可されている訳です。その土地を貸してしまうというそれもひとつの問題だと思います。この議案はそういう問題を抱えていると思います。皆さんどうでしょうか。</p>
中村委員	<p>はい、7番 中村です。</p>
議長	<p>はい、中村委員。</p>
中村委員	<p>僕も現地調査に行ったんですが、この△△さんの方も面積は超えていますよね。他にも農地があったように思いますが。</p>
事務局	<p>△△さんの方は元々で2, 0 0 0 m²以上ありますので、超えています。</p>
小山委員	<p>自分が耕作すると言って買った農地を人に貸すというのはどうなのか。</p>
中村委員	<p>現地調査の資料には生産量なんかもありましたが、今の報告だとそれだけの数量はちょっと無理があるような気がしますし、しかもその面積をクリアするために数字合わせをしたような感じにも取れると思います。</p>
議長	<p>申請者の方も1年でも何ヶ月かでも農業の実績があれば良かったが、何の実績もなく他に仕事もあるようです。それに1, 0 0 0 m²を超えるように調整して申請したような印象も受けます。</p>
中村委員	<p>これは申請者本人が書類を作ったのか、それとも代書屋に依頼しているのか。</p>

事務局	行政書士さんから提出されています。
中村委員	その代書屋は、△△さんの申請の件については知らないのか。もし同じ代書屋からの申請であれば、農業委員会の内面を分かっているという申請を出してきたということにもなると思います。農業委員会は出したら通るといような認識で、過去に潮岬の件でもめた事がありましたが無でも出しておけば通るといような考えでの申請が多くなっているようにも感じます。あそこは書類さえ出せばフリーで何でも通っていくという考えを持たれてはいけませんので十分に審議し、安易に承認することの無いよう注意していくことが必要だと思います。
議長	全くその通りかと思えます。他にご意見はありますか。この議案の申請内容について私はちょっと無理があるように感じますけれども。中村委員が言ったようにこれを認めていくともう全てどんな形でもやっていけるといような、一事例を作ってしまうとそれを盾に幾らでも申請してくる可能性があるかと。どうでしょうか皆さん。
角委員	はい、7番。
議長	はい、7番 角委員。
角委員	この方、〇〇さんは柑橘の栽培という事で今から苗を植えていくという計画ですけれども、年齢は何歳ぐらいの方ですか。50代ぐらいかと思うんですが。
議長	40代ということです。
角委員	そういう計画なんかでも普通の野菜とは違って収穫までの年数もそれ相応にかかる訳ですよね。計画書の詳細などは分かりますか。
事務局	〇〇地区のほうは営農計画書が添付されています。
角委員	〇〇地区の耕作の内容はどのようなものですか。
議長	〇〇地区のほうは野菜の栽培となっていますが、そこについて、今は〇〇さんの親が耕作しています。

中村委員	<p>(耕作状況について説明)</p> <p>本人は他の仕事をしていますので、これから始めるのかも知れないですが今の所は親御さんがやっているようです。近くの畑を借りて始めるのであれば分かるんですが余所の畑を借りてきて農業をしていない人でも畑を借りてきて、それで申請が通ったというのならみんなフリーパスで行くというような話になりかねません。こういう何でもありの内容の申請が増えてきていますので、農業委員会は何をやっているんだというような事になっては困りますので。</p>
議長	<p>一旦許可を出してしまうとその後で違反していても農業委員会としてどうする事も出来ないケースが出てくるかも知れません。許可を出すに当たってはよっぽど慎重に審議を行わなければならないとこのように思います。</p>
柴田委員	<p>5番です。</p>
議長	<p>5番、柴田委員。</p>
柴田委員	<p>許可しないとすると、文章上はどういう理由で許可できないとなるのでしょうか。</p>
議長	<p>問題点は2つあったかと思います。△△さんの件では許可から数ヶ月で申請には無かった他者へ貸すという行為がどうなのかという点、それから申請者の方は今の仕事をしながら農業をするという事について現実的に可能であるかという点です。こちらはきっちりとした計画書が示されれば農業委員会として断る理由は無いと思いますが、今のままでは無理があるように思います。</p>
柴田委員	<p>要するに耕作する事実に対して計画が伴わないという事ですよ。例えば半年間なり耕作する準備の期間を取って、一筆もらってその上で許可するというような形には出来ないのでしょうか。</p>
議長	<p>そういう考えもあると思います。ただ耕作しなかった場合に農地の名義だけを変えられていたらそれを戻せというのは困難だと思います。</p>
小山委員	<p>□□番地でない農地であれば許可できるという事ですか。</p>

事務局	<p>あとは委員さん方の意見にもありましたが、〇〇地区に住んでいる方が□□地区まで通って耕作するという点について現実的な内容の計画であればというところだと思います。単純に農業を始めたいということであれば中村委員がお話されていたように〇〇地区にも遊休農地があるということなので近場で探すのは可能であると思いますし、極端な話をすると〇〇地区の自宅前の農地に利用権を設定すれば良いだけの話だと思います。それを他の地区の農地に利用権を設定して面積を積み上げ、自宅前の農地は3条で所有権を移転するという内容になっていますので、会長や中村委員の意見にもありましたが作威的な感じにも見えるということです。</p>
議長	<p>小山委員の意見のとおりになれば、農地の問題については解決すると思います。後はもう本人の申請内容について、農作業の計画を信用するしかないと思います。仕事を持っていて〇〇地区からあそこまで年に百何十日も通って耕作できるか、といった事についても考える必要があると思います。本人は絶対にやると言っているけれども現実性が無いということです。</p>
谷本委員	<p>6番 谷本です。</p>
議長	<p>はい、6番 谷本委員。</p>
谷本委員	<p>もう大体結論が出ている気もしますが、今回は△△さんの又貸しでは無いんですが何ヶ月ぐらいで他に貸し出すというのは、これは農業委員会としてはそういう事はしないでいただきたいという事で、今回はこの申請は取下げという事で良いんじゃないかと思います。作威的かどうかというのはちょっと判断が出来ませんが、〇〇さんがもしまた農業をしたいという事であれば他の方法で申請を上げてもらうということはどうでしょう。</p>
議長	<p>はい。意見がありましたが、他の委員さんはどうでしょうか。</p>
山下委員	<p>はい。14番 山下です。</p>
議長	<p>はい、14番 山下委員。</p>
山下委員	<p>この方の年齢は50ぐらいでしたか。</p>
議長	<p>年齢は44歳とのことです。</p>

山下委員	<p>44歳ですか。まあ若い年代ですけども仕事を持っているという事で、たぶん週に1回か2回の休み、それではちょっとこの□□地区までというのは難しい気もするし、今回の申請はちょっとバツにして次に申請する時には年間の計画書みたいなものを書いてもらって、一緒に出してもらったらどうかと。</p>
議長	<p>それはもう必要ですね。</p>
事務局	<p>議案第46号の3条申請の方なんですけど、これには営農計画書が添付されています。こちらの内容では本人さんが年間で160日農業をされるという計画になっておりまして、他に両親が手伝うということで記入されています。</p>
議長	<p>両親が手伝う部分は問題ないと思いますが、本人の日数ですね。これはなかなかだと思いますね。とにかく許可するかどうかの決定について、問題は2つあるという事で審議をしておりますが、もう一つは耕作目的で取得した農地を貸すという点についてどうなのか。採決を取るという方法もありますが、皆さんどうでしょうか。本申請内容について許可することに同意できますか。</p>
小山委員	<p>45号が不許可になった場合は、46号も駄目ということですね。</p>
議長	<p>そうです。それでこの2件は一括で審議しているということです。</p>
事務局	<p>45号が認められない場合、46号は下限面積1,000㎡以上の条件を満たすことが出来なくなり、申請内容自体が要件非該当となります。</p>
議長	<p>それではまとめに入りたいと思います。45号については、△△さんの土地を借りるという部分については認められない、就農の計画性にも疑問があるという理由で許可出来ないと判断します。それに伴い、46号については、許可要件を満たしていないということで却下ということで、そういう結論でよろしいでしょうか。今後おそらくまた申請が出てくると思いますが、その時にはきちっとした事業計画書を付けてもらって改めて審議を行いたいと思います。</p> <p>以上のような形でこの案件を処理いたします。皆さん、よろしいでしょうか。ご異議ございませんか。</p>

	(異議無しの声)
議長	<p>はい。それでは議案第45号、議案第46号については却下として処理いたします。</p> <p>続きまして、議案第47号、第48号は関連しているため一括上程いたします。決議は議案別に行いたいと思いますのでよろしくをお願いします。それでは事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p> <p>続いて議案第48号です。</p> <p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告をよろしくお願いいいたします。</p>
坂本委員	はい、3番 坂本です。
議長	はい、3番 坂本委員。
坂本委員	(現地調査報告)
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、47号と48号の両方の案件について、質疑のある方はございませんか。</p>
東地委員	はい。
議長	はい、11番 東地委員。
東地委員	この47号と48号で、これは同じ代表者の名前で会社名だけ変えて申請してきておるといのはどういうことなのか。
議長	これは事務局、説明をお願いします。
事務局	はい。これにつきまして太陽光発電の事業を行うに当たっては、発電量

事務局	<p>50kwの基準値があります。この数値を超えると県知事許可が必要になります。今回のような形で申請するために子会社や系列会社を使ってバラバラで申請を上げてくる業者は、他の市町でも多いようです。本案件の〇〇社さんと△△社さんはF I T法の許可をこの①から⑤の計画を別のものとして取得していますので、このような形で申請を出されています。事務局としてもどう見ても同一の事業なので申請を一本にして出して欲しいと思うところですが、現在の法律上はこのやり方で問題が無いということですので申請が出されています。</p>
東地委員	<p>結局、同じ事業なのだからわざわざ議案を2つに分ける必要は無いんじゃないのか。</p>
事務局	<p>2つの会社から別々に申請が出ていますので、受付はそれぞれ別々にしています。結果の通知も2つの会社それぞれ別々に行いますので議案番号を分けているという事です。</p>
議長	<p>まあ世間では良くある話ではありますね。この案件については昨日、県からも現地調査に来ていたようです。そういう確認も取っておりますので、よろしいでしょうか。それでは、他にご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第47号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第47号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第48号について原案どおり承認することについてご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。議案第48号は原案通り承認可決されました。</p> <p>以上をもって、本日の議案審議を全て終了しました。ご協力ありがとうございます。</p>

ございました。今回の定例会は本年の最後の開催となりました。皆さん、お疲れ様でした。

午後 2 時 5 7 分 定例会終了